

平成 27 年度 第 3 回長野市国民健康保険運営協議会の概要

1 日 時	平成 28 年 1 月 12 日 (火) 13 : 30 ~ 14 : 15						
2 場 所	市役所第二委員会室 (第一庁舎 7 階)						
3 出 席 者	国保運営協議会委員 16 名、事務局 11 名						
4 議 事 項 目	(1) 議事録署名委員の指名 (2) 国民健康保険料の賦課限度額について (諮問)						
5 会議の概要	<p>(1) 議事</p> <p>ア 議事録署名委員の指名</p> <p>イ 樋口副市長から「国民健康保険料の賦課限度額について」の諮問書が増山国民健康保険運営協議会長へ手渡された。 樋口副市長が概要説明した後、事務局が詳細説明をした。 <内容> 平成28年4月1日から、現行の国民健康保険料の賦課限度額を次のとおり改める。 平成30年度に国保制度改革が行われることを考慮し、平成28年度及び29年度において、法定の賦課限度額に達するよう、条例の賦課限度額を段階的に引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28年度は、条例の賦課限度額を8万円引き上げる。 内訳は、次のとおりとする。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>基礎賦課分</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等賦課分</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金賦課分</td> <td>3万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度は、法定の賦課限度額の改定状況を確認し、条例の賦課限度額の引上げ額を改めて検討する。 <p>ウ 説明の後、質疑応答し、全員賛成により諮問どおりの改定を適当と認めた。</p> <p>エ 答申は正副会長で行い、日程調整は至急事務局が行うことに決定した。</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 次回協議会開催日程 2月23日(火)午後1時30分 庁内</p>	基礎賦課分	2万円	後期高齢者支援金等賦課分	3万円	介護納付金賦課分	3万円
基礎賦課分	2万円						
後期高齢者支援金等賦課分	3万円						
介護納付金賦課分	3万円						

第3回運営協議会の資料

* 会議資料は、国民健康保険課 (第一庁舎 2 階) 又は行政資料コーナー (第一庁舎 3 階) で閲覧できます。